

令和8年2月25日招集

## 第2回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和8年第2回狹山市農業委員会総会

---

令和8年2月25日(水曜日) 開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

議事日程

- 1 開会 午後2時
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 地域計画の更新について
  - (2) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画(案)について
  - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (5) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後4時

---

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 渡邊隆夫
4番 増田棟順	5番 堀口一男	6番 齋藤栄一
7番 森田依見子	8番 仲川知範	9番 室岡芳浩
10番 清水芳則	11番 大野博文	12番 下村辰次
13番 安藤千鶴	14番 増田茂	

本日の出席推進委員 8名

甲田善徳	橋本貴男	奥富一利	筋野克典
内田博樹	片岡弘幸	久保田芳彦	高橋弘樹

---

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主事 七字 涼太

---

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和8年第2回狭山市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>先ずは、資料のご確認をお願いします。</p> <p>本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会議案書 議案第1号 地域計画の更新について</li> <li>議案第2号 農用地利用集積等促進計画について</li> <li>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 議案図面資料（議案第3号、4号、5号関係）</li> <li>・資料2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>報告第2号 農地法第4条の規定による届出について</li> <li>報告第3号 農地法第5条の規定による届出について</li> <li>報告第4号 農地改良等に係る届出について</li> </ul> <p>となります。</p> <p>以上です。</p>
局長	<p>本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。</p> <p>また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。</p> <p>これより第2回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。</p>
会長	<p><b>【会長の挨拶】</b></p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより、第2回狭山市農業委員会総会を開催します。</p> <p>始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。</p> <p>今回は、議席番号9番 室岡 芳浩 委員と10番 清水 義則 委員にお願いします。</p> <p>先ずは、第2回総会の概要について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>まずは、議案第1号の地域計画の更新につきましては、資料『地域計画の更新について』をご確認ください。</p> <p>こちらは地域計画全体なかで、各地区における新たな経営体の変更、並びに事後となりますが農地転用がされた農地を示したものです。</p> <p>次に、地区別許可申請等一覧をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積等促進計画が、受入単位で入間川地区1件、堀兼地区2件の合計3件です。</p> <p>農地法第3条許可申請が、入曽地区2件、柏原地区1件の合計3件です。</p> <p>農地法第4条許可申請が、堀兼地区2件です。</p> <p>農地法第5条許可申請が、入間川地区2件、入曽地区2件、堀兼地区2件、柏原地区1件、水富地区1件の合計8件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はじめに、『議案第1号 地域計画の更新について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めます。</p>
農振課	<p><b>【地域計画の更新についての説明】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>無いようでしたら、計画の更新について承認するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『承認』します。</p> <p>事務局は、然るべき処理を進めてください。</p> <p>次に、『議案第2号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めます。</p>
農振課	<p><b>【農用地利用集積等促進計画についての説明】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>無いようでしたら、計画の更新について承認するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p>

	<p>よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。</p> <p>農業振興課は、退室いただいて結構です。 【農業振興課の退室】</p> <p>次に、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。</p> <p>入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。</p>
推進委員	<p>1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曾地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、『議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号1番について、ご説明いたします。 受人は北入曾に在住、渡人は北入曾に在住です。 土地の所在は、大字北入曾字入間野 他1筆、地目はいずれも畑、 地積は合計で1, 102㎡。 常泉寺共同霊園の北西に位置し、所有権の移転です。</p> <p>本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。 法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から确实と思われまます。 法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても申請人の耕作地であり、無いものと思われまます。 以上です。</p>
議長	<p>本件は、仲川委員に関係するものであることから、農業委員会法第31条の規定により、仲川委員は議事への参加はできません。</p>

議 長	<p>今回は、会場の都合もございますので、席の移動は求めません。</p> <p>これより質疑を受け付けます。        質疑ございますか。        質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。        挙手総員です。        よって、本件を『許可』します。        次に、2番について、説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号2番について、ご説明いたします。        受人は府中市に在住で新規参入者、渡人は水野に在住です。        土地の所在は、大字水野字本堀 他1筆、地目はいずれも畑、        地積は合計で568㎡。        南小学校の西に位置し、賃貸借権の設定です。</p> <p>本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件は新規参入につき、        該当しません。        法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理        計画から確実と思われます。        法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われま        す。</p> <p>また、申請人は果樹（みかん）の営農を目指していますが、実績を確認するまで期間        を要することから、一定の確認ができた後に、所有権移転を求める場合には、再度の許        可申請を求めるものです。        以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。        これより質疑を受け付けます。        質疑ございますか。        質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。        挙手総員です。        よって、本件を『許可』します。        次に、3番について、説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号3番について、ご説明いたします。        受人は広瀬に在住、渡人は柏原に在住です。</p>

事務局	<p>土地の所在は柏原字下双木、地目は畑、地積は631㎡。 セブンイレブン柏原店の西に位置し、所有権の移転です。</p> <p>本件は当時の事務局にて新規参入者であったことから、2年間の作業受託にて実績の確認を行う旨の指導を行ったもので、今回、2年が経過したことから許可申請の提出に至ったものです。</p> <p>また、申請人は日本へ帰化しており、住民票にて本籍の所有を確認しています。</p> <p>本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。</p> <p>法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から确实と思われます。</p> <p>法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可』します。</p> <p>次に、『議案第4号 農地法第4条に係る許可申請について』を議題とし、担当委員からの説明を求めます。</p>
委員	<p>議案第4号1番について、ご説明いたします。 【1番の図面より説明】 土地の所在は大字堀兼字尾花台、地目は畑、地積は合計で59㎡です。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p>

議 長	次に、2番について、担当委員の説明を求めます。
委 員	議案第4号2番について、ご説明いたします。 <b>【2番の図面より説明】</b> 土地の所在は大字堀兼字尾花台、地目は畑、地積は合計で59㎡です。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。  質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  次に、『議案第5号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、担当委員からの説明を求めます。
委 員	議案第5号1番について、ご説明いたします。 <b>【1番の図面より説明】</b> 土地の所在は入間川字中平野、地目は畑、地積は499㎡です。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。  質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、2番について、担当委員の説明を求めます。
委 員	議案第5号2番について、ご説明いたします。 <b>【2番の図面より説明】</b> 土地の所在は入間川二丁目、地目は田、地積は699㎡です。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。  質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

議 長	<p>賛成の方の挙手を願います。          挙手総員です。          よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。          次に、3番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第5号3番について、ご説明いたします。  <b>【3番の図面より説明】</b>          土地の所在は大字北入曾字上之原、地目は畑、地積は499㎡です。          本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。          質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。          挙手総員です。          よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。          次に、4番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第5号4番について、ご説明いたします。  <b>【4番の図面より説明】</b>          土地の所在は大字北入曾字堀難井、地目は畑、地積は367㎡です。          本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。          質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。          挙手総員です。          よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。          次に、5番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第5号5番について、ご説明いたします。  <b>【5番の図面より説明】</b>          土地の所在は大字堀兼字月見台 他1筆、地目はいずれも畑、地積は合計で300㎡です。          本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、6番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第5号6番について、ご説明いたします。</p> <p><b>【6番の図面より説明】</b> 土地の所在は大字堀兼字上湊、地目は畑、地積は719㎡です。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、7番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第5号7番について、ご説明いたします。</p> <p><b>【7番の図面より説明】</b> 土地の所在は柏原字宮原、地目は畑、地積は258㎡です。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、8番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第5号8番について、ご説明いたします。</p> <p><b>【8番の図面より説明】</b> 土地の所在は笹井一丁目 他3筆、地目はいずれも畑、地積は合計で314.05㎡です。</p>

委員	<p>本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。          質疑ございますか。          質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。          賛成の方の挙手を願います。          挙手総員です。          よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は終了しました。</p> <p>次に、報告事項に移ります。          事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>まずは、資料2の報告第1号をご覧ください。          農地法第3条の3の規定による届出は、11件26筆、地目及び地積は畑が15,825㎡です。          原因は全て相続によるものです。          また、あっせんの希望につきましては1番、5番が該当いたしますことから、特に関係推進委員の方におかれましては、心当たりの方に聞いてみてください。</p> <p>次に、報告第2号をご覧ください。          農地法第4条の規定による届出は、2件2筆、地目及び地積は田が1,997㎡、畑が900㎡です。          転用目的は、駐車場敷地が1件、社会福祉施設敷地が1件です。</p> <p>次に、報告第3号をご覧ください。          農地法第5条の規定による届出は、9件11筆、地目及び地積は田が263㎡、畑が1,577.17㎡です。          転用目的は、住宅敷地が6件、道路敷地が2件、駐車場敷地が1件です。</p> <p>次に、報告第4号をご覧ください。          農地改良計画者は、堀兼在住。          土地の所在は、大字堀兼字流 他1筆、地目はいずれも畑、地積は合計で522㎡。          事業計画は、30日以内で客土Aです。          農地改良につきましては、完了までの間、目を光らせてきた経緯がございます。          今回は、新たに盛土するだけですが、地区委員におかれましては、特に残土（ガラ）の投入や規模につきまして気にかけてください。          以上です。</p>

議 長	<p>質疑ございますか。 質疑はないようです。 その他、委員から何かありますか。</p> <p>無いようですので、これもちまして第2回狭山市農業委員会総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。</p>
-----	--

狭山市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、ここに署名する。

令和8年2月25日

会 長 浅 見 誠 次

-----

署名委員 室 岡 芳 浩

-----

署名委員 清 水 義 則

-----